

事業系一般廃棄物・産業廃棄物の処理方法には、 次のような方法があります。

各センター（三の倉・大畑・笠原）に直接持ち込む方法（自己搬入）

『一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書』が必要となります。承認には、申請後10日～2週間掛かりますので、早めに環境課または、各センターに『一般廃棄物・産業廃棄物処理承認申請書』※1、を提出してください。交付された『一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書』を持参のうえ、各センターへ直接お持ち込みください。『一般廃棄物・産業廃棄物処理承認書』は、**毎年度、申請が必要です。**

※1 …多治見市役所ホームページ<http://www.city.tajimi.lg.jp/kankyo/download.htm> からダウンロードできます

施設名	三の倉センター	大畑センター	笠原クリーンセンター ※2
住所	三の倉町猪場37	大畑町大洞48-35	笠原町字梅平4022-7
電話番号	23-1103	23-2926	44-1422

※2 …笠原クリーンセンターは平成28年3月末で受け入れを終了しました。

持ち込みできる日	月曜日から金曜日（年末年始・祝祭日を除く）
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後4時
処理手数料	210円 / 20kg

ごみの種類によって持ち込み先のセンターが異なります。詳細は、各センターにお問い合わせください。ただし、産業廃棄物の受け入れは年間排出量が50トン未満の事業者に限ります。

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方法

事業者と一般廃棄物収集運搬許可業者の間で個別に契約を締結し、廃棄物を排出する方法です。多治見市が許可している一般廃棄物収集運搬業者のうち「事業系一般廃棄物」を収集できる業者は、次のとおりです。排出時間や曜日、排出場所、排出方法、処理料金については、直接業者にお問い合わせください。

許可業者名	住所	電話番号
(株)キレー	多治見市金岡町3-85	23-7814
(株)三光金属商会	多治見市三笠町3-48	22-1634
シノダ商事(株)	多治見市音羽町4-25	26-7192
大東興業(株)	春日井市西尾町282	(0568)88-0966
(株)橋本	可見市下恵土233-1	(0574)63-1111
(有)双葉興業	多治見市大原町1-52-1	56-5361
アースクリーン	多治見市笠原町913-10	43-6860
(有)笠原環境クリーン	土岐市妻木町933-2	43-4455



注意!

事業者の事業活動によるごみは

- 地域のごみステーションやリサイクルステーションに出すことはできません。
- 多治見市の指定袋をお使いいただくことはできません。

お問い合わせ：多治見市役所環境課 Tel：0572-22-1580（直通） Fax：0572-22-1186